

議案第 13 号

議決第 号

始良市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の件

始良市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正したい。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年2月16日提出

始良市長 湯元 敏浩

始良市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

始良市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成22年始良市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（団員の種類）

第2条の2 団員の種類は、次のとおりとする。

(1) 基本団員 全ての消防団活動に従事する団員をいう。

(2) 機能別団員 市長が定める特定の消防任務に限り、従事する団員をいう。

第3条中「その他の団員」を「その他の団員（機能別団員を除く。）」に改め、同条第1号中「し、又は勤務」を「又は勤務若しくは通学」に改め、同条に次の1項を加える。

2 機能別団員は、前項各号のいずれにも該当する者であって、始良市消防団を退職した者又は団員としての必要な知識及び経験を有すると団長が認めるものうちから市長の承認を得て、団長が任命する。

第8条ただし書中「水火災その他の災害」を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第9条中「分団長」を「団長」に改める。

第12条を次のように改める。

（報酬）

第12条 団員には別表に掲げる年額報酬及び出動報酬を支給する。

2 年額報酬は、年の途中において新たに団員となった者又は退職した者には、

月割計算によって支給する。

3 年度の途中において階級の異動があった者に対する年額報酬の支給は、当該階級の異動があった日の属する月の翌月から新階級による年額報酬を支給する。ただし、階級の異動があった日が月の初日であるときは、その日の属する月から新階級による年額報酬を支給する。

4 出勤報酬は、団員が、災害、警戒等の職務に従事する場合に支給する。この場合において、同一日に種別の異なる職務に従事した場合は、出勤報酬の最も高いものを支給する。

第13条第1項を次のように改める。

団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合は費用弁償を支給するものとし、その額は1日につき200円とする。

第13条第2項ただし書中「、副団長及び方面隊長」を「及び副団長」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

(休団)

第16条 3か月以上職務に従事することができない団員は、3年を超えない範囲内で団員の身分を有したまま活動を休止（以下「休団」という。）することができる。

2 団員は、休団しようとするとき又は休団から復帰しようとするときは、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。

3 休団中の団員には、その休団期間中、第12条に規定する報酬は支給しない。
なお、年の途中で休団した団員又は復帰した団員に対する年額報酬は、月割計算により支給する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第12条関係）

報酬種別	区 分	報酬額	備 考
年額報酬 (年額)	団長	167,000円	
	副団長	162,000円	
	分団長	90,000円	
	副分団長	66,000円	
	部長	57,000円	
	班長	51,000円	

	団員	48,000円	
	機能別団員	12,000円	
出動報酬 (日額)	災害、行方不明捜索	8,000円	
	訓練、警戒、防火指導、 出初式	6,000円	4時間に満たない 場合は3,000円
	会議、その他の活動	4,000円	4時間に満たない 場合は2,000円
	広報	2,500円	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。